

2024 年度 相談支援従事者 《現任研修》 開催要項

1 目 的

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適正な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とします

2 実施主体 山口県

3 実施機関 学校法人 Y I C 学院

4 対象者 山口県内の事業所で従事している（従事する見込みがある）方で、指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事している者又は今後従事することが見込まれる者で次の経験を有する者

※【従事する見込み】とは、今年度中に山口県内の事業所で従事する予定が具体的にある者。また、申し込まれたDATAより、見込み事業所に問い合わせることがあります

【初めて（1回目）現任研修を受ける者】

- ・受講開始日前5年間に通算2年以上の相談支援の実務経験があること

【2回目以降の現任研修を受ける者】（①または②を満たすこと）

- ① 受講開始日前5年間に通算2年以上の相談支援の実務経験があること
- ② 現に相談支援業務に従事していること

※旧カリキュラム受講者（令和元（2019）年度以前に初任者研修又は現任研修を修了した者）については、令和2年度以降初めて現任研修を受講する際に限り、上記①及び②の要件を求めない

※初任者研修修了の翌年度から5年度ごとの【現任研修】を受講していない場合は、再度【初任者研修（7日間）】を受講する必要があり、現任研修は受講できません

（例）2010年度初任者研修修了者

→2011年度～2015年度の間に1回目（初回）、2016年度～2020年度の間に2回目、2021年度～2025年度の間に3回目、以降5年度ごとに【現任研修】の受講が必要

5 定 員 60名程度

6 受講料 32,000円

実施者側の都合を除き、受講料の返金対応はいたしませんので、ご了承ください

7 日程・会場

《講義》および《演習》

日程 10月9日(水)、10月10日(木)、12月11日(水)、12月12日(木) 全4日間

会場 Y I C スタジオ（山口市小郡黄金町2番24号）

- ・テキストとして、【障害者相談支援従事者研修テキスト 現任研修編（中央法規出版株式会社発行）】の購入を推奨します。（お持ちでない方はホームページあるいは受講決定時に同封予定のFAX申込書から、各自中央法規出版に注文）

8 申 込

次の【（1）「Web用受講申込フォーム」から入力】および【（2）修了証書の提出】の確認で申込を受け付けます

(1) 「Web 用受講申込フォーム」に直接入力

指示に従って入力・送信してください。その後、自動配信により送信した内容が確認できます。修了証書等に記載するため、氏名、生年月日は、正確に入力してください

また、入力に不備のある申込については、受け付けない場合があります

(2) 修了証書の提出

次に示した《研修修了証書等の写し》を郵送にて提出してください

(宛先) 〒747-0802 防府市中央町1番8号 YIC 看護福祉専門学校内 研修事務局

《研修修了証書等の写し》

●2019年(令和元年)度～2023年(令和5年)度に「相談支援従事者初任者研修(7日間または5日間コース)」を修了し、初めて現任研修を受講する者(新規)

✓ 相談支援従事者「初任者研修」の修了証書(写)

但し、初任者研修(講義:2日間コース)の受講証明書では受付できません

●「相談支援従事者現任研修」を修了し、再度現任研修を受講する者(更新)

✓ 相談支援従事者「初任者研修」の修了証書(写)

✓ 直近の「現任研修」の修了証書(写) 以上 2種類

●「主任相談支援専門員研修」を修了し、再度現任研修を受講する者(更新)

✓ 相談支援従事者「初任者研修」の修了証書(写)

✓ 「主任相談支援専門員研修」の修了証書(写) 以上 2種類

9 募集期間

一次募集 申込期間 4月16日(火)10時～ 6月28日(金)17時 必着

二次募集 申込期間 7月4日(木)10時～ 7月31日(水)17時 必着

追加募集 申込期間 8月6日(火)10時～

一次募集 の締め切り時点で、受け入れ体制に余裕がある場合、二次募集 を行います

二次募集 の締め切り時点で、受け入れ体制に余裕がある場合、追加募集 を行います

二次募集 追加募集 は、原則先着順とし、定員に達した時点で締め切ります

※ 募集状況については、ホームページに掲載しますのでその都度確認してください

10 受講者の決定について

申込情報および提出書類を確認し、締め切り後、受講可否の通知(受講料の振込案内)を指定されたアドレス宛にメール送信します。但し、一次募集で定員を超過してお申込みがあった際は、県と相談のうえ、受講者を選出させていただきます。あらかじめご了承ください

11 研修内容について

別紙1 日程表を参照してください

12 『事前課題』の提出について

研修には、事前課題が課されます。詳細は、別途案内いたします

※事前課題の提出が無い場合は、修了証書の交付はできません

13 『インターバル課題』について

令和2年度より、標準カリキュラムの変更に伴い、2日目(10月10日)終了後より3日目(12月11日)までの間に課題(日程表参照)が課されます。詳細は研修時にお知らせします

14 昼食について

昼食は、お弁当の注文を受け付けます。詳細は、別途案内いたします

15 修了証書

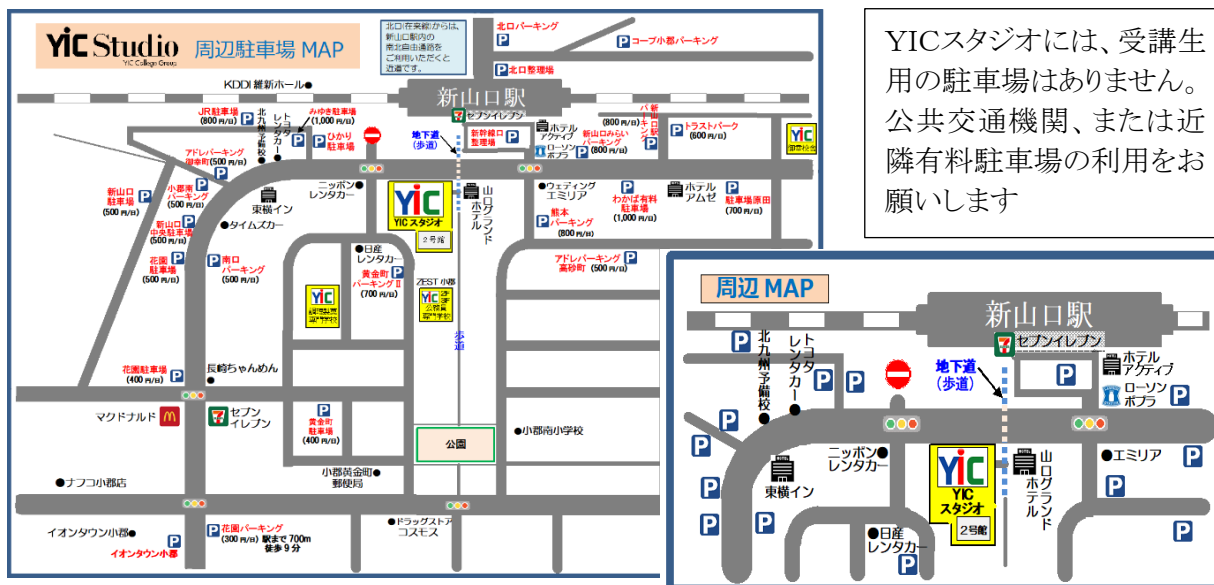
研修の全日程修了者には、修了証書を交付します
なお、修了者の名簿については、山口県が管理します

16 その他

- (1) 本研修の受講については、インターバル実習を課すため、実習受入先に対して受講者名簿等を提供する予定です。あらかじめご了承ください
県外の方には、別途ご案内します
- (2) 主任相談支援専門員研修の受講要件を満たす対象者は、この相談支援従事者現任研修を受講せず、主任相談支援専門員研修を受講することでも、現任研修を更新したこととみなすことができます。ただし、主任相談支援専門員研修は隔年開催のため、2024年度は開催しません
- (3) 指定相談支援事業所において相談支援専門員として従事するためには、相談支援従事者初任者研修を修了した年度の翌年度を初年度（起算年度）とする5年度ごとの各年度末までに当該研修を修了する必要があります
※ 詳細は別紙2 受講期間のとおり
- (4) 理由の如何を問わず、受講生の都合により、遅刻、早退、欠席された場合、また、事前課題未提出等の場合、修了証書は交付できません
- (5) 受講者の氏名および事業所名（所在地）は、研修当日の受講者名簿に記載する予定です。目的外使用は致しませんのでご理解をお願いします

17 研修会場 周辺図 Y I Cスタジオ

〒754-0021 山口県山口市小郡黄金町2番24号【研修当日のみ TEL (083)976-8111】



18 問い合わせ先

【研修申込等に関すること（事務局）】

〒747-0802 山口県防府市中央町1番8号 YIC 看護福祉専門学校内 研修事務局
TEL (0835)28-0735 FAX (0835)26-1155 E-mail sousabi@yic.ac.jp
URL <https://www.yic.ac.jp/sousabi/> 担当：石田・松村・吉武

【研修制度等に関すること（実務経験や配置基準の確認も含む）】

山口県健康福祉部障害者支援課 在宅福祉推進班

TEL (083)933-2764 FAX (083)933-2779

※問い合わせは、平日の 9:00 ~ 17:00 の時間内をお願いします

＜2024 年度 相談支援従事者 現任研修 日程表＞

《事前学習》 内容	
事前課題の作成	事前課題1 実践例を1例選択し、所定様式にまとめる 事前課題2 実践報告書 事前課題3 ストレングスアセスメント票 事前課題4 地域変革のためのヒアリングシート

※昨年度の内容のため変更することがあります

1日目：10月9日（水） 《会場：YICスタジオ》

時間		内容
9:00～ 9:20	受付	
9:20～ 9:30	開講	オリエンテーション
9:30～17:00	講義	障害福祉の動向、相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開、人材育成の手法

2日目：10月10日（木） 《会場：YICスタジオ》

時間		内容
9:00～ 9:20	受付	
9:30～17:00	講義・演習	相談支援に関する講義及び演習（個別相談支援）

インターバル 課題	基幹相談支援センター等にて、自らの提出課題をチームで検討する 自立支援協議会に参加する
----------------------	--

※詳細は研修時にお知らせします

3日目：12月11日（水） 《会場：YICスタジオ》

時間		内容
9:00～ 9:20	受付	
9:30～17:00	講義・演習	相談支援に関する講義及び演習（チームアプローチ）

4日目：12月12日（木） 《会場：YICスタジオ》

時間		内容
9:00～ 9:20	受付	
9:30～16:50	講義・演習	相談支援に関する講義及び演習 （スーパービジョン・コミュニティワーク）
16:50～17:00	閉講	修了証書交付

※時間、内容は変更することがあります

相談支援従事者現任研修の受講期間について

相談支援専門員は、「相談支援従事者現任研修」を「相談支援従事者初任者研修」を修了した翌年度を初年度（起算年度）とする5年度ごとの各年度末日までに、修了する必要があります。

期間内に「相談支援従事者現任研修」を修了しなかった場合は、改めて初任者研修を修了しなければ相談支援専門員として従事できません。

相談支援従事者現任研修受講期間

現任研修 更新回数 初任者研修 修了年度	現任研修 1回目	現任研修 2回目（注2）	現任研修 3回目（注2）
平成23年度 (2011年度)	平成24年度～平成28年度	平成29年度～令和3年度	令和4年度～令和8年度
平成24年度 (2012年度)	平成25年度～平成29年度	平成30年度～令和4年度	令和5年度～令和9年度
平成25年度 (2013年度)	平成26年度～平成30年度	令和元年度～令和5年度	令和6年度～令和10年度
平成26年度 (2014年度)	平成27年度～令和元年度	令和2年度～令和6年度	令和7年度～令和11年度
平成27年度 (2015年度)	平成28年度～令和2年度	令和3年度～令和7年度	令和8年度～令和12年度
平成28年度 (2016年度)	平成29年度～令和3年度	令和4年度～令和8年度	令和9年度～令和13年度
平成29年度 (2017年度)	平成30年度～令和4年度	令和5年度～令和9年度	令和10年度～令和14年度
平成30年度 (2018年度)	令和元年度～令和5年度	令和6年度～令和10年度	令和11年度～令和15年度
注1) 令和元年度 (2019年度)	令和2年度～令和6年度	令和7年度～令和11年度	令和12年度～令和16年度
注1) 令和2年度 (2020年度)	令和3年度～令和7年度	令和8年度～令和12年度	令和13年度～令和17年度
注1) 令和3年度 (2021年度)	令和4年度～令和8年度	令和9年度～令和13年度	令和14年度～令和18年度
注1) 令和4年度 (2022年度)	令和5年度～令和9年度	令和10年度～令和14年度	令和15年度～令和19年度
注1) 令和5年度 (2023年度)	令和6年度～令和10年度	令和11年度～令和15年度	令和16年度～令和20年度
令和6年度 (2024年度)	令和7年度～令和11年度	令和12年度～令和16年度	令和17年度～令和21年度

注1)【1回目の現任研修を受ける者】受講開始日前5年間に通算2年以上の相談支援の実務経験があること

注2)【2回目以降の現任研修を受ける者】受講要件をみたせば【主任相談支援専門員研修】を受講することができる。

但し、令和6年度の【主任研修】は、隔年開催のため実施しない

相談支援従事者現任研修受講期間（確認例）

相談支援従事者現任研修は、相談支援従事者初任者研修（全日程）修了した翌年度を初年度（起算年度）とする5年度ごとの各年度末日までに修了（更新）する必要があります

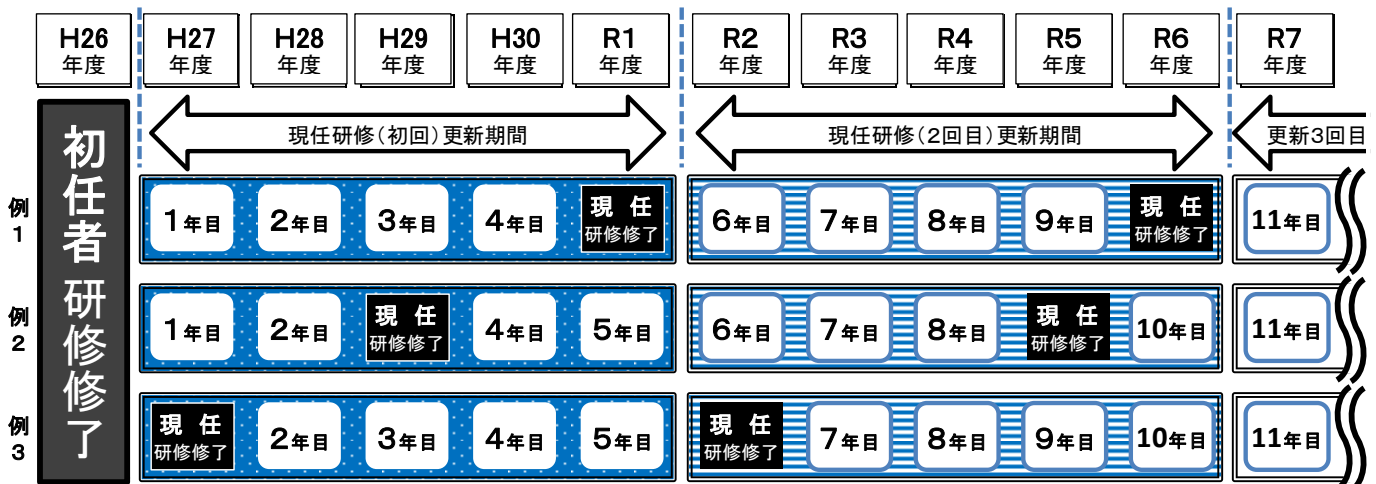
例えば、

平成26年（2014年）度に相談支援従事者初任者研修を修了した方が相談支援専門員として従事するためには、平成27年度から令和元年度までの間に相談支援従事者現任研修を修了（初回更新）する必要があります。

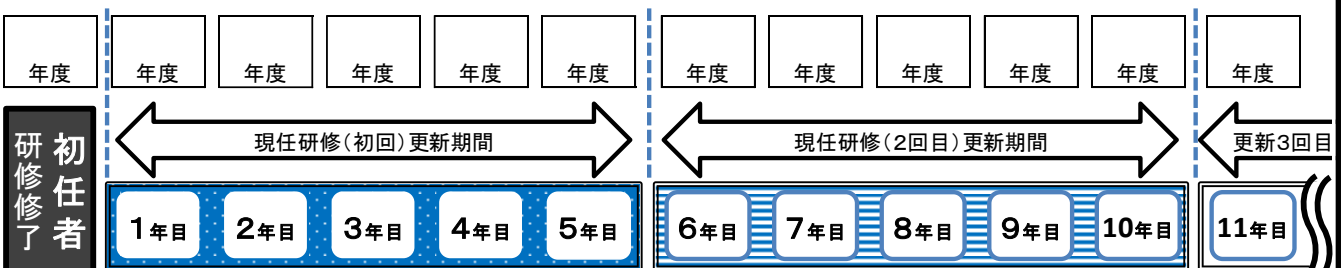
また、その後も令和2年度から令和6年度までの間、令和7年度から令和11年度までの間と、5年度ごとに相談支援従事者現任研修を修了（更新）する必要があります。

5年度ごとの現任研修を修了（更新）しなかった場合は、改めて初任者研修から研修を修了しなければなりません。

平成26年（2014年）度 初任者研修修了者の例



※ 自分の現任研修更新時期を確認してみましょう。



※ 【現任研修（2回目以降）】更新の受講要件を満たし、現任研修修了後、相談支援専門員として3年以上の実務経験を有している方は、【主任相談支援専門員研修】を受講することができます。主任相談支援専門員研修を受講することで、【現任研修】を更新したこととみなされます。